

保育園等の 申込方法が変わります



平成 27 年度からの「子ども・子育て支援新制度」の開始に伴い、新しい保育制度が始まります。

新制度では、保育園と一部の幼稚園等の施設を利用する場合は、幼児期の学校教育や保育の必要性などについての認定を受け、**3つの認定区分**に応じて施設の利用先が決まります。保育園等での保育を希望する場合の保育認定(2号認定, 3号認定)に当たっては、次の3点が考慮されます。

- 保育を必要とする事由
- 保育の必要量
- 「優先利用」への該当の有無



【問い合わせ先】 こども福祉課 (☎ 82-1207)

《 3つの認定区分 》

- 1号認定 教育標準時間認定**
満3歳以上で、教育を希望する場合
(利用先：幼稚園等)
- 2号認定 満3歳以上・保育認定**
満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、
保育園等での保育を希望する場合
(利用先：保育園等)
- 3号認定 満3歳未満・保育認定**
満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、
保育園等での保育を希望する場合
(利用先：保育園等)

◎保育園等での保育を希望する場合

市役所に「保育の必要性の認定」の申請、保育園等の利用申込

希望、保育園等の状況等により市が利用調整

保育園等の利用時間

- 短時間保育 (1日8時間まで)
- 標準時間保育 (1日11時間まで)

利用先の決定、契約

◎幼稚園等での教育を希望する場合

幼稚園等に直接利用申込

幼稚園等から入園の内定

幼稚園等を通じて利用のための認定を申請

幼稚園等を通じて市から認定証を交付

幼稚園等と契約

新制度
利用の
流れ

□平成 27 年度 保育園新規入園児募集

- 受付期間 11月4日(火)～12月1日(月) ※申込書は、こども福祉課、各保育園に備えています。

保育園名	所在地 (小学校区)	電話番号	募集人数 (年齢は平成 27 年 4 月 1 日現在)					
			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
焼野保育園	松浜 (本山小学校)	88-0514	14	10	6	3	—	—
須恵保育園	須恵西 (赤崎小学校)	88-0250	4	7	5	4	2	2
さくら保育園	赤崎二丁目 (赤崎小学校)	88-0388	6	5	3	—	—	—
伸宏保育園	港町 (須恵小学校)	83-3139	5	5	5	—	1	1
姫井保育園	旦西 (小野田小学校)	83-2371	7	—	—	—	1	—
石井手保育園	石井手第二 (高千帆小学校)	83-8375	9	6	3	—	—	—
日の出保育園	日の出二丁目 (高千帆小学校)	83-2712	5	6	1	3	—	—
西福寺保育園	郷 (高泊小学校)	84-4578	3	3	5	—	—	—
貞源寺保育園	殿町二 (厚狭小学校)	72-0885	3	3	3	2	1	1
貞源寺第二保育園	鴨庄西 (厚狭小学校)	72-0606	9	5	2	4	—	—
真珠保育園	加藤北 (厚狭小学校)	73-0188	6	6	3	—	—	—
下津保育園	西下津二 (厚狭小学校)	72-0340	3	2	1	1	1	1
出合保育園	栗田 (出合小学校)	73-1332	5	5	4	4	3	5
厚陽保育園	古開作上 (厚陽小学校)	74-8411	3	3	5	3	4	3
あおい保育園	下市 (埴生小学校)	76-1550	2	3	1	2	1	1
桃太郎園	西側 (埴生小学校)	76-0157	3	1	2	1	7	—
津布田保育園	東郷 (津布田小学校)	76-0332	2	1	2	5	3	3